

鈴鹿市公共工事における入札・契約の過程に係る苦情処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「鈴鹿市入札監視委員会規則」(平成27年鈴鹿市規則第56号)に規定する苦情処理に関し、必要な事項を定める。

(対象工事及び措置)

第2条 この要領による苦情処理の対象となる工事は、鈴鹿市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。)のうち、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が130万円を超えるもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般競争入札による工事
- (2) 指名競争入札による工事
- (3) 随意契約による工事

(苦情処理)

第3条 入札及び契約過程に係る苦情処理は、次のとおりとする。

- (1) 契約を主管する課長及び工事担当課長は、入札及び契約過程に係る苦情があった場合は、適切に説明するものとする。
- (2) 前号の説明に対し不服のある場合には、書面によりその苦情の申立てを受けるとする。(以下「一次苦情申立て」という。)
- (3) 前号の一次苦情申立てに対する回答に対し不服のある場合は、再度の苦情の申立てを受付けるものとする。(以下「再苦情申立て」という。)

(苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲)

第4条 一次苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。但し、鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱(平成11年鈴鹿市告示第148号)に基づく資格停止措置を受けている期間は、一次苦情申立てができる者から除外する。

- (1) 一般競争入札

入札参加申請書を提出した者のうち、入札参加資格がない者との通知を受理した者で、その理由に対して不服がある者は、市長に対して入札参加資格がない理由についての説明を求めることができる。

- (2) 指名競争入札

当該入札と同一の工事種別の鈴鹿市の入札参加資格登録(等級区分がある場合は当該等級)がある業者のうち、当該指名競争入札に指名されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(3) 随意契約

当該契約と同一の工事種別に対応する建設工事の種類について建設業の許可を有する者(法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。)で、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(一次苦情申立ての方法)

第5条 一次苦情申立ては、次に掲げる期間内に、市長に対して書面(様式第1号。以下「一次苦情申立書」という。)を提出することにより行わなければならない。

- (1) 第4条第1号に掲げる苦情にあつては、欠格理由の通知を受理した日の翌日から起算して2日(鈴鹿市の休日を定める条例(平成元年鈴鹿市条例第2号)第2条に規定する休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内。
- (2) 第4条第2号に掲げる苦情にあつては、市長が指名業者の公表を行った日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内。
- (3) 第4条第3号に掲げる苦情にあつては、市長が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内。

2 一次苦情申立書が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなす。

(一次苦情申立てへの回答)

第6条 一次苦情申立てがあつた場合は、市長は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に書面(様式第2号。以下「回答書」という。)により回答する。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できる。その場合、申立者に対して書面(様式第3号)により通知する。

(一次苦情申立ての却下)

第7条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認め

られるときは、苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内にその申立てを却下することができる。

- 2 一次苦情申立ての却下は、申立者に対して書面(様式第4号)により通知する。
(苦情処理結果の公表)

第8条 市長は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した苦情申立てに関する書面及び回答書(以下「苦情申立書等」という。)を、閲覧による方法等により速やかに公表する。

- 2 苦情申立書等の公表の期間は、当該回答を行った日の属する年度及びその翌年度とする。

(再苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲)

第9条 第6条の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服があるものは、市長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

(再苦情申立ての方法)

第10条 再苦情の申立ては、市長から第6条の回答書を受理した日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に、市長に対して書面(様式第5号。以下「再苦情申立書」という。)を提出することにより行わなければならない。

- 2 再苦情の申立てがあった場合は、市長は、速やかに、鈴鹿市入札監視委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼する。
- 3 再苦情申立書が郵便により提出された場合における取扱いは、第5条の2による。

(再苦情申立てへの回答)

第11条 市長は、申立者に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、その結果を書面(様式第6号。以下「再苦情申立てに対する回答書」という。)により回答する。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してそのことを、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められたこと及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにする。

- 2 前項の回答を受けた再苦情申立者は、当該申立てについて、本要領に基づき再度の苦情申立てをすることができない。

(再苦情申立ての却下)

第12条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内にその申立てを却下することができる。

2 再苦情申立ての却下は、再苦情申立者に対して書面(様式第4号)により通知する。
(再苦情処理結果の公表)

第13条 市長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した再苦情申立てに関する書面及び審議結果通知書(以下「再苦情申立書等」という。)を閲覧による方法等により速やかに公表する。

2 再苦情申立書等の公表の期間は、当該回答を行った日の属する年度及びその翌年度とする。
(入札手続の執行)

第14条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げない。
(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月16日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

入札及び契約に係る苦情申立書

入札(開札)日時等	入札(開札)日時： 年 月 日 (午前・午後 時 分執行)
工 事 名	
工 事 場 所	鈴鹿市 地内
苦情内容 *該当するものに ○を記載	1 一般競争入札における参加資格否認理由について
	2 指名競争入札における非指名理由について
	3 随意契約の相手方として選定されなかった理由について
〈苦情内容〉	

第2号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

様

鈴鹿市長

（公印略）

苦情申立書に対する回答書

年 月 日付で受付けた下記工事の苦情申立書については、以下のとおり回答します。

入札(開札)日時等	入札(開札)日時： 年 月 日 (午前・午後 時 分執行)
工 事 名	
工 事 場 所	鈴鹿市 地内
〈回答内容〉	

この回答に不服ある場合は、この回答を受けた日から起算して3日以内に「再苦情申立書（第5号様式）により、鈴鹿市長に対して再苦情の申立てをすることができます。

第3号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

様

鈴鹿市長

（公印略）

苦情申立書に対する回答期間延長について

年 月 日付で受付けた下記工事の苦情申立書については、下記の理由により 年 月 日までに回答することとします。

入札(開札)日時等	入札(開札)日時： 年 月 日 (午前・午後 時 分執行)
工 事 名	
工 事 場 所	鈴鹿市 地内
〈回答期間を延期する理由〉	

第4号様式（第7条，12条関係）

平成 年 月 日

様

鈴鹿市長

（公印略）

（再） 苦情申立ての却下通知書

年 月 日付で受付けた下記工事の（再）苦情申立書については，以下の理由により却下しますので通知します。

入札（開札）日時等	入札（開札）日時： 年 月 日 （午前・午後 時 分執行）
工 事 名	
工 事 場 所	鈴鹿市 地内
〈却下する理由〉	

平成 年 月 日

（宛先）鈴 鹿 市 長

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

入札及び契約に係る再苦情申立書

入札(開札)日時等	入札(開札)日時： 年 月 日 (午前・午後 時 分執行)
工 事 名	
工 事 場 所	鈴鹿市 地内
〈申立ての趣旨〉	
〈申立ての理由〉	

平成 年 月 日

様

鈴鹿市長

（公印略）

再苦情申立てに対する回答書

年 月 日付で受付けた下記工事の再苦情申立書については、以下のとおり回答します。

入札(開札)日時等	入札(開札)日時： 年 月 日 (午前・午後 時 分執行)
工 事 名	
工 事 場 所	鈴鹿市 地内
〈回答内容〉	